

2020年7月13日

神奈川県知事 黒岩祐治様
神奈川県議会議員 嶋村ただし様
神奈川県教育委員会教育長 桐谷次郎様

神奈川・横浜の夜間中学を考える会 代表 安田隆

神奈川県内における公立夜間中学の新規開設等、 義務教育を十分に受けていない方々に対する教育施策の充実を求める要望書

神奈川県が、義務教育を十分に受けていない方々に対する教育機会の提供の施策に積極的に取り組まれ、とくに昨年度は11月21日に県の教育委員会が主催して夜間中学体験会を開催されたことに、心より敬意を表します。

義務教育機会確保法の要請を受け、昨年度は埼玉県川口市と千葉県松戸市に、そして今年度は茨城県常総市に、それぞれ公立の夜間中学が開設され、全国的にも夜間中学開設の動きが強まり、当県においても公立夜間中学の新規開設が具体的に検討される段階になっています。このような期待のさなか、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、学校現場は昨年度末から今年度初めにかけて長期の休校を余儀なくされ、運営に困難をきわめっていると推察されます。そのために、ややもすると、義務教育を十分に受けていない人々への教育機会の保障という課題は、教育行政においても学校現場においても後景に退けられているのではないかということが懸念されます。しかしながら、このような時期においてこそ、義務教育を十分に受けていない方々がどのような生活状況に置かれるかを深く考える必要があります。たとえば特別定額給付金について自治体からきた説明文が読めず、あるいはその申請書が書けないために、給付金を受給できない可能性が大いにあります。義務教育は、すべての人にとって、人生を生きていくための土台を作るものであり、それゆえすべての人に対してもれなく保障される必要があります。

このような義務教育の原点に立ち返って、標記の主題に関し今年度の要望事項をお伝えします。書面にてご回答をいただくと幸いです。

記

[1] 従来からある「中学校夜間学級等連絡協議会」および「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」を発展・充実させ、義務教育機会確保法15条の「協議会」により近いものにするるとともに、この「協議会」を中心にして下記 [2] 以下の施策を進めてください。

理由：義務教育を十分に受けていない人に対する教育機会の保障は性質上重大な課題であるだけでなく、県全域にかかわるものですから、この課題に取り組む体制も法15条の趣旨に沿ったものにするのが望まれます。

[2] 義務教育を十分に受けていない人に対する教育機会の提供は、たとえ対象となる人が学齢期を過ぎていても、また外国籍であっても、学齢期にある日本国籍者に対する義務教育と比べて価値的に劣るものではなく、同等の必要性があることを、県として確認し、この認識を県内の全市町村と共有してください。

理由：この点の突き詰めた認識があるかどうか、自治体が公立夜間中学の開設にどれだけ真剣に取り組むかに重大な影響を与えます。法律論でいえば、国際人権A規約の13条1項第1文は「この規約の締約国は、すべての者が教育への権利を有することを認める。」と規定し、これを受けて義務教育機会確保法は1条で「教育に関する条約の趣旨にのっと(る)」と明記したうえで、3条4号で「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の...年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、...教育を受ける機会が確保されるようにする」と明記しています。しかも同法は成立後1週間で公布されましたが、夜間中学等に関する第4章のみは他の部分に先駆けて公布日に即日施行されました。これは義務教育を十分に受けていない人に対する教育機会の提供には緊急

性があることを国会自身が認めたことを意味します。これらの点からみて、夜間中学等における教育には学齢期の日本国籍者に対する義務教育と同等の必要性が現行法上認められていることが明らかです。そしてなによりも、義務教育を受けずに生きていけるとどうなるかという生活実態からみて、このことは明らかです。

〔3〕義務教育を十分に受けていない人が公立学校における学びの機会を希望した場合、その人を市町村立の小学校または中学校に受け入れて学齢者と一緒に授業を受け学校生活を送るように措置することも可能・適法であることを、県として確認し、この認識を県内の全市町村と共有してください。

理由：義務教育を十分に受けていない人に対する施策として地方公共団体に義務付けられているのは「必要な措置」であって、夜間中学等の開設に限定されてはいません（法14条）。そして、普通の昼間の小学校または中学校に学齢を超えた人を入学させてはいけないという法律上の縛りも存在しません。大幅に年齢を異にする学習者が教室にいることがプラスの教育効果を生むことも十分に考えられます。今後日本はダイバーシティのある社会に向かいますから、それを学校で先取りすることは望ましいことです。教育機会の保障のために大胆に発想を転換することが望まれます。

〔4〕夜間中学についての広報を抜本的に強化してください。とくに、ドキュメンタリー映画「こんばんはII」が県内の全市町村において上映されるよう、市町村の教育委員会に勧めてください。また県独自の広報としても、県のホームページで公立夜間中学と自主夜間中学の両方を紹介する、県の広報誌にこれらの紹介記事を載せる、夜間中学紹介のチラシやポスターを作成する、などしてください。

理由：〔2〕の理由でも述べたように、義務教育機会確保法は国際人権A規約13条等の趣旨を国内法に取り込んでいますから、義務教育を十分に受けていない人は国籍、年齢その他の事情にかかわらず義務教育内容の教育を受ける権利を有する、と解されます。しかし、このような理解が一般に定着していない最大の原因は、広報がまったく足りていないことにあると思われれます。そして自治体が義務教育を十分に受けていない人に対する教育機会の提供について広報することに消極的になる理由は、そのような人が学びを求めてきた場合の受け入れ体制が整っていない、ないし整えられないという判断が前提にあるからだと思われれます。しかし、〔3〕で述べたように、普通の昼間の公立小・中学校に受け入れることも含めて、採れる施策は十分考えられますから、県を含め各自治体はぜひ積極的に広報を進めていただきたいです。

また、昨年の回答では、県内各地の自主夜間中学の紹介については検討して下さるということでしたが、検討結果はいかがでしょう。自主夜間中学では、学びたい人であればどこに住んでいる人であっても受け入れ、しかも学習者のニーズに正面から応えて基礎的な学習内容を提供しており、限られた時間の中ではあれきわめて重要な活動をしていることを踏まえて、自主夜間中学についてもぜひ積極的に広報して下さるようお願いいたします。

〔5〕相模原市ができるだけ早期に公立夜間中学を開設できるよう、県として同市と連絡を取り合い、支援と条件整備に努めてください。

理由：この点の要望は基本的に昨年と同様ですが、具体的な課題としては最も注目されるどころです。相模原市が財政的に困難な中でも夜間中学の開設に向けて積極的に取り組んで下さるためにも、〔2〕などの点について同市が県と共通理解に立つように協議を進めていただきたいです。

〔6〕県主催の夜間中学体験会を今年度も開催してください。

理由：昨年度の体験会は大変有意義であったと思います。このような体験会は、夜間中学についての広報やニーズ把握にも役立ちますし、教育行政担当職員が認識を深めるきっかけにもなります。義務教育を十分に受けていない方々は県内のさまざまな地域に広く散らばっていると推測されることを踏まえ、ぜひ今後も県内の各地で夜間中学体験会を継続的に開催してください。

以上

